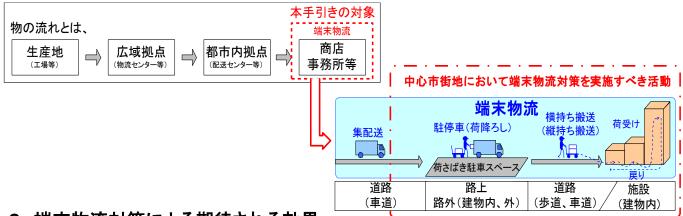
1.「端末物流対策の手引き」のねらいと対象

①手引きのねらい

- ●「人」と「物」の両方が集中する中心市街地においては、最終的な到着地に届けられる物流(端末物流)対策も含めた総合的なまちづくりが必要です。
- ●端末物流対策の普及促進を図るため、端末物流対策の立案やその実施のための体制・組織づくり等の方法について、 実態調査に基づく検討結果や既存の物流対策に関する事例などから体系的に整理し、「端末物流対策の手引き ~まちづくりと一体となった物流対策の推進~」としてとりまとめました。

②手引きの対象

●主に、行政のまちづくり・交通計画の担当者、まちづくりを進めるNPOや商店会等のまちづくりに携わる団体、端末物流対策を進める上で必要不可欠な役割を担う大規模開発業者、商業者及び運送事業者等を対象に作成しました。



2. 端末物流対策による期待される効果

●中心市街地で発生している端末物流(貨物車の集中、貨物車の路上駐車、横持ち搬送、縦持ち搬送)と他の交通の混在による問題を改善することにより、来街者だけではなく、運送事業者や商業者などに対しても効果が期待されます。

<期待される効果>

- a) 中心市街地の魅力・活力の向上
- ・地区へのアクセス性の向上や地区内の回遊性・移動性が向上することにより、中心市街地の魅力が高まり、賑わいが創出されます。また、大規模商業施設や店舗間の回遊性が向上し、来街者数の増加が期待されます。
 - ⇒中心市街地の魅力・活力の向上
- b) 中心市街地の都市環境の改善
- ・貨物車と乗用車、バス等の混在の回避や、貨物車交通の需要が抑制されることにより、地区の交通混雑が緩和します。また、配送にかかる時間が短縮し、効率的に配送できるようになります。
 - ⇒だれもが集まりやすい中心市街地の形成
- ・端末物流と歩行者の混在を回避することで、歩行者交通の安全性が向上します。また、荷物を、安全で円滑に配送できるようになります。
- ⇒安全で快適な中心市街地の形成





■包括的な端末物流対策により、路上荷さばき車両が大きく減少(吉祥寺駅の例)

3. 「端末物流対策の手引き」の構成

●端末物流対策の総論については『本編』を、調査の具体的な企画・分析方法は『調査・分析編』を、より具体的な荷さばき施策事例は、『荷さばき施策事例編』にまとめています。

参考資料編 本編 調査·分析編

荷さばき施策事例編